

京都府立高等学校 学習用端末購入支援制度について

グローバル化の進展やICT利活用の急速な浸透など社会が大きく変化する中、京都府立高等学校（全日制・定時制）においては、生徒1人1台学習用端末を活用した新たな学びを推進しております。

つきましては、**各高等学校が指定する学習用端末を入学時にご購入いただくこととなりますので**、保護者の皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

なお、学習用端末の購入にあたっては、以下の支援制度があります。

※京都市立高等学校や私立高等学校などの京都府立高等学校ではない学校に進学される場合は、京都府立学校学習用端末購入支援制度の対象外となりますので、支援制度の有無も含め、学校に直接お問い合わせください。

学習用端末の購入にかかる経済的負担を軽減するための支援制度

※令和6年10月時点の内容を記載しております。（制度変更等により、内容が変わる可能性があります）

学習用端末の購入費用補助

■支援内容

対象端末を購入された方※1を対象に、ご家庭の経済状況に応じて、端末本体費用の一部を支援します。（在学中1回のみ）

概ね年収472万円未満の世帯※2	端末本体費用の2/3を支援(上限:20,000円)
上記以外の世帯※2	端末本体費用の1/3を支援(上限:10,000円)

※1 生活保護（生業扶助）世帯の方については、生業扶助で端末購入費用が支給される場合は、補助の対象外となります。（生業扶助の内容は、お住まいの地域の福祉事務所にお問い合わせください）

※2 対象世帯の年収はあくまで目安です。世帯構成などで制度の対象となる条件が変わることがあります。

■対象端末

①各高等学校を通じて購入する指定の端末

②個人で購入した端末で、各高等学校が定める条件を満たすもの。※3

※3 購入総額、端末本体の購入金額、販売事業者名及び購入日（入学予定者説明会以降の日付）が記載された領収書（レシート可）が必要です。

※**手続や必要書類については、各高等学校において行われる入学予定者説明会等で、お知らせします。**

その他の支援制度については裏面を参照



学習用端末の貸出

住民税非課税世帯※4で希望される方には、端末の購入に代えて、在学中、学習用端末を貸し出します。

※4 生活保護（生業扶助）世帯の方については、生業扶助で端末購入費用が支給される場合は、貸出の対象外となります。（生業扶助の内容は、お住まいの地域の福祉事務所に問い合わせください。）

高等学校等修学金貸与（無利子貸付）など

学習用端末の購入費用を含め、高校修学に必要な資金について、月額18,000円（年間約21万円）まで貸与（無利子貸付）等が受けられます。

上限額



無利子貸付制度

（世帯年収が約472万円未満の方が対象）

※世帯年収が約250万円未満（全日制・第1子）で奨学のための給付金が約12万円支給される場合、約9万円を借りることができます。

教育ローンの利子補給制度

（世帯年収が約472～800万円までの方が対象）

※金融機関から教育資金の特別融資を利用した場合に、支払われた利子の全額を補助します。

※5 対象世帯の年収はあくまで目安です。世帯構成などで制度の対象となる条件が変わることがあります。

社会福祉協議会 生活福祉資金貸付金「教育支援資金」

学習用端末の購入費用を含め、高等学校入学に際し必要な費用として、最大50万円の貸付が受けられます。（所得制限あり）

志望する学校を決定し、入学にかかる必要経費が確認できた時点（中学3年生の秋頃）から、お住まいの地域の社会福祉協議会にご相談いただけます。

お問い合わせ

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入藪之内町
京都府教育庁指導部高校教育課

TEL: 075-414-5815